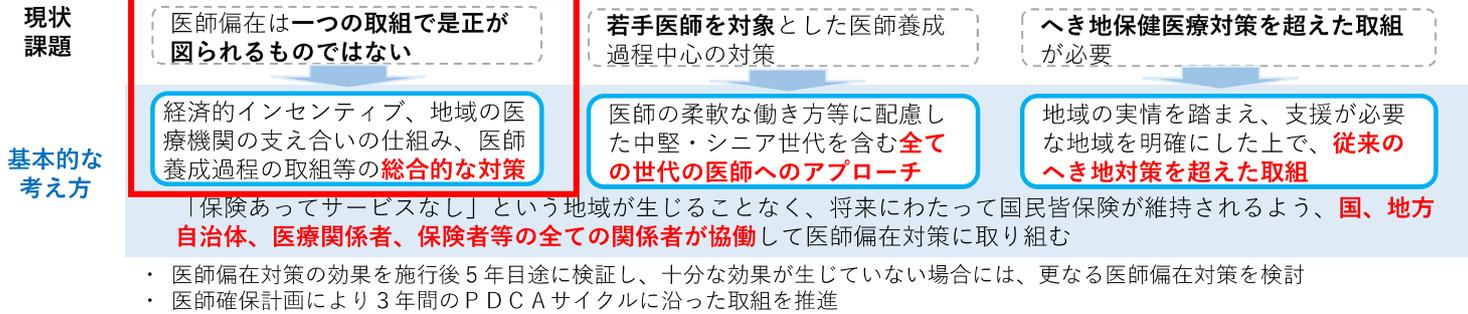


- 地域ごとに人口構造が急激に変化する中で、将来にわたり地域に必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、以下の基本的な考え方に基づき、制度改革を含め必要な対応に取り組み、**実効性のある総合的な医師偏在対策**を推進する。
  - **総合的な医師偏在対策**について、**医療法に基づく医療提供体制確保の基本方針に位置付ける**。
- ※ 医師偏在対策は、新たな地域医療構想、働き方改革、美容医療への対応、オンライン診療の推進等と一体的に取り組む。

### 【基本的な考え方】



### 【総合的な対策パッケージの具体的な取組】





厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

参考資料 1

# 医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ

令和6年12月25日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージの基本方針への位置付け

- 地域ごとに人口構造が急激に変化する中で、将来にわたり地域に必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、以下の基本的な考え方に基づき、制度改革を含め必要な対応に取り組み、**実効性のある総合的な医師偏在対策**を推進する。
- **総合的な医師偏在対策**について、**医療法に基づく医療提供体制確保の基本方針に位置付ける**。

※ 医師偏在対策は、新たな地域医療構想、働き方改革、美容医療への対応、オンライン診療の推進等と一体的に取り組む。

## 【基本的な考え方】

現状課題

医師偏在は**一つの取組で是正が図られるものではない**

若手医師を対象とした医師養成過程中心の対策

へき地保健医療対策を超えた取組が必要

基本的な考え方

医師確保計画に基づく取組を進めつつ、経済的インセンティブ、地域の医療機関の支え合いの仕組み、医師養成過程を通じた取組等を組み合わせた**総合的な対策**を実施

医師の価値観の変化やキャリアパス等を踏まえ、医師の勤務・生活環境、柔軟な働き方等に配慮しながら、中堅・シニア世代を含む**全ての世代の医師にアプローチ**する

医師偏在指標だけでなく、可住地面積あたり医師数、アクセス等の地域の実情を踏まえ、支援が必要な地域を明確にした上で、**従来のへき地対策を超えた取組**を実施

「保険あってサービスなし」という地域が生じることなく、将来にわたって国民皆保険が維持されるよう、**国、地方自治体、医療関係者、保険者等の全ての関係者が協働**して医師偏在対策に取り組む

- ・ 医師偏在対策の効果を施行後5年目途に検証し、十分な効果が生じていない場合には、更なる医師偏在対策を検討
- ・ 医師確保計画により3年間のPDCAサイクルに沿った取組を推進

# 医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージにおける具体的な取組

## 1. 医師確保計画の実効性の確保

- ① 重点医師偏在対策支援区域
- ② 医師偏在是正プラン

## 2. 地域の医療機関の支え合いの仕組み

- ① 医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の対象医療機関の拡大等
- ② 外来医師過多区域における新規開業希望者への地域で必要な医療機能の要請等
- ③ 保険医療機関の管理者要件

## 3. 地域偏在対策における経済的インセンティブ等

- ① 経済的インセンティブ
- ② 全国的なマッチング機能の支援
- ③ リカレント教育の支援
- ④ 都道府県と大学病院等との連携パートナーシップ協定

## 4. 医師養成過程を通じた取組

- ① 医学部定員・地域枠
- ② 臨床研修

## 5. 診療科偏在の是正に向けた取組

# 医師確保計画の実効性の確保

## ① 重点医師偏在対策支援区域

○ 今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師が確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを「重点医師偏在対策支援区域」と設定した上で、優先的かつ重点的に対策を進める。

○ 重点医師偏在対策支援区域の設定に当たっては、都道府県において、厚生労働省の提示する候補区域を参考としつつ、地域の実情に応じた、医師偏在指標、可住地面積あたり医師数、住民の医療機関へのアクセス、診療所医師の高齢化率、地域住民の医療のかかり方、今後の人口動態等を考慮して選定することとする。当該区域については、二次医療圏単位のほか、地域の実情に応じた、市区町村単位、地区単位等も考えられる。また、対策の実施に当たっては、地域の関係者の理解が重要であることから、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議した上で当該区域を選定する。

○ 厚生労働省が提示する候補区域については、

- ① 各都道府県の医師偏在指標が最も低い二次医療圏
  - ② 医師少数県の医師少数区域
  - ③ 医師少数区域かつ可住地面積当たりの医師数が少ない二次医療圏（全国下位1/4）
- のいずれかに該当する区域を提示する。

## ② 医師偏在是正プラン

○ 都道府県において、医師確保計画の中でより実効性のある医師偏在対策の取組を進めるため、重点医師偏在対策支援区域を対象とした医師偏在是正プランを策定することとする。

○ 医師偏在是正プランにおいては、重点医師偏在対策支援区域、支援対象医療機関、必要な医師数、医師偏在是正に向けた取組等を定めることとし、策定に当たっては、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議する。また、医師偏在是正プランは、国の定めるガイドラインを踏まえ、緊急的な取組を要する事項から先行して策定し、令和8年度に全体を策定する。

※ 医師偏在指標については、医師の性別、年齢等を考慮しているが、医師不足の実態と大きく乖離することがないよう、令和9年度からの次期医師確保計画に向けて、必要な見直しを検討する。

## 地域の医療機関の支え合いの仕組み①

### ① 医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の対象医療機関の拡大等

- 管理者の要件として医師少数区域等における一定期間の勤務経験を求める対象医療機関について、医療法第31条において医師の確保に関する事項の実施に協力すること等が求められている公的医療機関及び国立病院機構・地域医療機能推進機構・労働者健康安全機構が開設する病院を追加する。
- 施行に当たっては柔軟な対応も必要であり、医師少数区域等に所在する対象医療機関の管理者となる場合は対象から除外する。また、地域医療対策協議会において調整された医師派遣の期間や、地域医療対策協議会で認められた管理者に求められる幅広い経験の機会となる期間（例えば医育機関や臨床研修指定病院で医療従事者等の指導等に従事した期間等）について、医師少数区域等での勤務経験の期間に一部認める。令和2年度以降に臨床研修を開始した医師を管理者とする場合に適用する。
- また、医師少数区域等での勤務経験期間について、現行の6か月以上から1年以上に延長する。あわせて、医師免許取得後9年以上経過している場合は断続的な勤務日の積み上げを可能とし、9年以上経過していない場合は、最初の6か月以上の勤務は原則1か月以上の連続した勤務（妊娠・出産等による中断は可）の積み上げとし、残りの期間は断続的な勤務日の積み上げを可能とする。

### ② 外来医師多数区域における新規開業希望者への地域で必要な医療機能の要請等

- 都道府県において、外来医師偏在指標が一定数値（例えば標準偏差の数倍）を超える地域（外来医師過多区域）における新規開業希望者に対して、医療法に基づき、開業の6か月前に、提供する予定の医療機能等を記載した届出を求めた上で、当該届出の内容等を踏まえ、地域の外来医療の協議の場への参加を求めることができ、また、地域で不足している医療機能（夜間や休日等における地域の初期救急医療、在宅医療、公衆衛生等）の提供や医師不足地域での医療の提供（土日の代替医師としての従事等）を要請することができることとする。
- その際、外来医師過多区域、地域で不足している医療機能、医師不足地域での医療の提供の内容は、都道府県において、地域の外来医療の協議の場における協議内容を踏まえ、事前に公表する。また、今後の人口動態等も踏まえつつ、人口あたり医師数や可住地面積あたり医師数等が特に高い市区町村や地区がある場合は、要請の対象区域について、外来医師過多区域単位ではなく、市区町村単位や地区単位とすることも考えられる。

## 地域の医療機関の支え合いの仕組み②

### ② 外来医師多数区域における新規開業希望者への地域で必要な医療機能の要請等（続き）

- 開業前に行われた要請等の実効性を確保するための仕組みとして、開業後、要請に従わず、地域で不足している医療機能の提供や医師不足地域での医療の提供を行わない開業者に対して、都道府県において、都道府県医療審議会での理由等の説明を求めた上で、やむを得ない理由と認められない場合は勧告を行い、勧告に従わない場合は公表を行うことができることとする。
- さらに、開業前に要請された診療所が当該要請後に保険医療機関の指定を受けた場合は、厚生労働大臣が行う保険医療機関の指定について、指定期間を6年でなく3年とする。都道府県は、指定期間が3年となった保険医療機関が3年後の更新を行う前に、地域で不足している医療機能の提供や医師不足地域での医療の提供といった地域医療への貢献等を都道府県医療審議会等において確認した上で、必要に応じて、前述の勧告を行い、厚生労働大臣は勧告を受けた診療所の保険医療機関の指定期間を3年より短い期間とすることを可能とし、事例によって標準的な期間を示しておく。
- あわせて、これらの開業者に必要な対応を促す観点から、都道府県医療審議会や外来医療の協議の場への毎年1回の参加を求めるとともに、要請又は勧告を受けたことの医療機能情報提供制度による報告・公表、都道府県のホームページ等での勧告に従わない医療機関名や理由等の公表、保健所等による確認、診療報酬上の対応、補助金の不交付等を行う。
- 上記の対応の対象とならない外来医師多数区域等や新規開業者以外の者については、引き続き、ガイドラインによる地域で必要な医療機能の要請等の取組を推進する。

### ③ 保険医療機関の管理者要件

- 適正な保険医療を効率的に提供するため、各保険医療機関に運営管理の責任者として管理者を設け、医師は2年の臨床研修及び保険医療機関(病院に限る)において3年、歯科医師は1年の臨床研修及び保険医療機関において3年、保険診療に従事したことを要件とし、従業者の監督や当該機関の管理及び運営の責務を課す。また、医師少数区域等においては、要件の適用に当たって一定の配慮を行う。

# 地域偏在対策における経済的インセンティブ等①

## ① 経済的インセンティブ

- 不足する地域における医師の勤務を促進するためには、医師の価値観、勤務・生活環境、キャリアパス等を踏まえた経済的インセンティブを通じて、医師が意欲をもって勤務する環境を整備することが重要である。
- 重点医師偏在対策支援区域における医師確保を推進するため、都道府県の医師偏在是正プランに基づき、経済的インセンティブを講じることとし、医師偏在是正プラン全体の策定にあわせて、令和8年度から経済的インセンティブの本格実施とする。
- 具体的には、令和8年度予算編成過程において、重点医師偏在対策支援区域における以下のような支援について検討する。
  - ・ 当該区域で承継・開業する診療所の施設整備、設備整備、一定期間の地域への定着に対する支援（緊急的に先行して実施）
  - ・ 当該区域における一定の医療機関に対する派遣される医師及び従事する医師への手当増額の支援
  - ・ 当該区域内の一定の医療機関に対する土日の代替医師確保等の医師の勤務・生活環境改善の支援、当該区域内の医療機関に医師を派遣する派遣元医療機関に対する支援
- その際、国において、事業費の総額を設定した上で、その範囲内で、人口、可住地面積、医師の高齢化率、医師偏在指標等に基づき、都道府県ごとに予算額の上限を設定し、その範囲内で支援を行うこととする。
- 重点医師偏在対策支援区域における支援のうち、当該区域の医師への手当増額の支援については、全ての被保険者に広く協力いただくよう保険者からの負担を求める。また、医師への手当増額の支援については、診療報酬を代替するものであることを踏まえ、給付費の中で一体的に捉える。当該事業の実施について、保険者が実施状況や効果等を確認するための枠組みを検討する。
- 診療報酬において、医師偏在への配慮を図る観点から、どのような対応が考えられるか、さらに必要な検討を行う。

## 地域偏在対策における経済的インセンティブ等②

### ② 全国的なマッチング機能の支援

- 中堅・シニア世代等の医師を対象として、医師不足地域での医療に関心・希望を有する医師の掘り起こしを行い、必要に応じてリカレント教育や現場体験につなぎ、医師不足地域の医療機関とのマッチング、その後の定着支援等を行うため、全国的なマッチング機能の支援を行う。

### ③ リカレント教育の支援

- 若い世代を中心とした専門医制度における総合診療専門医の養成に加えて、中堅以降の医師を主な対象として、地域で働く上で必要とされる総合的な診療能力について学び直すためのリカレント教育に係る取組を推進する。具体的には、学会や病院団体等が協力して、総合診療の魅力発信、医療と介護の連携を含めた地域における実践的な診療の場の提供、知識・スキルの研修を全国推進事業として一体的に実施するようなリカレント教育事業を支援するとともに、継続的に事業の評価を実施する。

### ④ 都道府県と大学病院等との連携パートナーシップ協定

- 都道府県における地域医療対策協議会等による医師派遣調整機能等を強化するため、都道府県と大学病院等の間で、医師派遣・配置、医学部地域枠、寄附講座等に関する連携パートナーシップ協定の締結を推進する。あわせて、大学病院からの派遣体制を強化するため、医師確保対策における大学病院の位置づけを明確化する。

# 医師養成過程を通じた取組、診療科偏在の是正に向けた取組

## <医師養成過程を通じた取組>

### ① 医学部定員・地域枠

- 医学部臨時定員について、医師の偏在対策に資するよう、個々の地域の実情や都道府県の意見を十分に聞きながら、必要な対応を進める。
- 医学部臨時定員の適正化を行う医師多数県において、地域枠学生を受入れ育成する大学が恒久定員内への地域枠の設置等を含む地域への定着の取組を促進するための支援を行う。
- 今後の医師の需給状況を踏まえつつ、2027年度以降の医学部定員の適正化の検討を速やかに行う。

### ② 臨床研修

- 広域連携型プログラム※の制度化に向けて、令和8年度から開始できるよう準備を進めていく。

※ 医師少数県等で24週以上の研修を実施

## <診療科偏在の是正に向けた取組>

- 診療科偏在は、地域ごとの取組のみでは十分でなく、国全体として取り組むべき課題である。労働環境の改善や今後の医療需要の見込み等を踏まえ、新たな地域医療構想等を通じた一定の医療の集約化を図りつつ、女性医師・男性医師を問わず、必要とされる分野が若手医師から選ばれるための環境づくり等、処遇改善に向けた必要な支援を実施する。
- 外科医師が比較的長時間の労働に従事している等の業務負担への配慮・支援等の観点での手厚い評価について必要な検討を行う。

# 今後のスケジュール（予定）

対策等	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
医師確保計画	「第8次医師確保計画(前期)」の取組			「第8次医師確保計画(後期)」の取組
重点医師偏在対策支援区域、医師偏在是正プラン	緊急的な取組のガイドラインの先行策定	医師偏在是正プラン全体のガイドラインの検討・策定	「第8次医師確保計画(後期)」の検討・策定	医師偏在是正プラン全体の検討・策定、順次取組
経済的インセンティブ		緊急的な取組(診療所の承継・開業支援)の先行実施		本格的な経済的インセンティブ実施の検討
全国的なマッチング機能の支援			全国的なマッチング機能の支援	
リカレント教育の支援			リカレント教育の支援	
都道府県と大学病院等との連携パートナーシップ協定		協定も含めて医師偏在是正プラン全体のガイドラインの検討・策定	医師偏在是正プラン全体の検討の中で協定の協議・締結	協定による取組
地域の医療機関の支え合い (医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件、外来医師過多区域での新規開業希望者への要請等、保険医療機関の管理者要件)		法令改正ガイドラインの検討・策定		改正法令施行
医学部定員・地域枠		医学部臨時定員・地域枠の対応、2027年度以降の医学部定員の適正化の検討		
臨床研修		各医療機関でプログラム作成、研修医の募集・採用		プログラム開始
診療科偏在是正対策		必要とされる分野が若手医師から選ばれるための環境づくり等、処遇改善に向けた必要な支援、外科医師が比較的長時間の労働に従事している等の業務負担への配慮・支援等の観点での手厚い評価について必要な検討		

医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージの策定

※ 医師偏在対策の効果を施行後5年目途に検証し、十分な効果が生じていない場合には、更なる医師偏在対策を検討

## 医療提供体制改革

- 高齢者人口の増大や現役世代の減少に伴う医療需要の変化等に対応すべく、2040年度頃を視野に入れて、入院だけでなく、外来・在宅、介護連携や人材確保等も含める形で、あるべき医療提供体制を実現することが可能となるよう、新たな地域医療構想を策定する。2027年度から同構想に基づく医療提供体制改革が全国各地域で着実に進められるよう国として必要な対応を図る。
- 医師偏在対策については、新たな地域医療構想を通じて、将来の人口動向や医療需要等の変化に対応した効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を進めることを踏まえ、重点医師偏在対策支援区域における財政支援について真に必要な対応を検討する。その上で、医師の適正配置につなげるための支援の具体的な内容については、全国的なマッチング機能やリカレント教育、医師養成過程の取組等とあわせて、支援の継続性の観点から安定的な財源の確保を図りつつ、令和8年度予算編成過程で検討する。
- その際、令和8年度診療報酬改定において、外来医師過多区域における要請等を受けた診療所に必要な対応を促すための負の動機付けとなる診療報酬上の対応とともに、その他の医師偏在対策の是正に資する実効性のある具体的な対応について更なる検討を深める。併せて、重点医師偏在対策支援区域における医師への手当増額の支援については、当該事業と診療報酬を給付費の中で一体的に捉える観点から、当該事業の財源について、給付費や保険料の増とならないようにする形で、診療報酬改定において一体的に確保する。

# 重点医師偏在対策支援区域における 診療所の承継・開業支援事業について（概要）

# 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

令和6年度補正予算 101.6億円

## 1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、①施設整備、②設備整備、③一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

## 2 事業の概要

### 【事業概要】

#### ①施設整備事業【36.2億円】

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）等の整備に対する補助を行う。

#### ②設備整備事業【20.4億円】

診療所の運営に必要な医療機器の整備に対する補助を行う。

#### ③地域への定着支援事業【45.1億円】

診療所を承継又は開業する場合に、一定期間の地域への定着支援を行う。

### 【実施主体】

- 支援区域内で承継又は開業する診療所であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所

※都道府県において、先行的な医師偏在是正プランを策定（承継・開業支援に係る支援区域、支援対象医療機関等）

## 3 補助基準額等

### ①施設整備事業

基準面積	診療部門	
	・無床の場合	160㎡
	・有床の場合（5床以下）	240㎡
	・有床の場合（6床以上）	760㎡
	診療部門と一体となった医師・看護師住宅	80㎡
補助率	国1/3 都道府県1/6 事業者1/2	

### ②設備整備事業

基準額 （1か所当たり）	診療所として必要な医療機器購入費	16,500千円
補助率	国1/3 都道府県1/6 事業者1/2	

### ③地域への定着支援事業

基準額	診療日数（129日以下） 6,200千円 + （71千円×実診療日数）等	
補助率	国4/9 都道府県2/9 事業者1/3	

## 重点医師偏在対策支援区域の考え方

- 都道府県において、厚生労働省が提示した候補区域を参考としつつ、地域の実情に応じて、医師偏在指標、可住地面積あたり医師数、住民の医療機関へのアクセス、診療所医師の高齢化率、地域住民の医療のかかり方、今後の人口動態等を考慮して、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議して、「重点医師偏在対策支援区域」を選定する。
- 当該区域については、二次医療圏単位のほか、地域の実情に応じて、市区町村単位、地区単位等も考えられる。

### 【厚生労働省が提示する候補区域】

- ① 各都道府県の医師偏在指標が最も低い二次医療圏
- ② 医師少数県の医師少数区域
- ③ 医師少数区域かつ可住地面積当たりの医師数が少ない二次医療圏（全国で下位1/4）のいずれかに該当する区域

# 【参考】重点医師偏在対策支援区域の候補区域（109区域）

都道府県	二次医療圏	都道府県	二次医療圏	都道府県	二次医療圏	都道府県	二次医療圏	都道府県	二次医療圏
北海道	南檜山	宮城県	仙南	群馬県	桐生	長野県	飯伊	山口県	柳井
北海道	北渡島檜山	宮城県	大崎・栗原	群馬県	太田・館林	長野県	木曾	山口県	長門
北海道	南空知	宮城県	石巻・登米・気仙沼	埼玉県	利根	岐阜県	西濃	徳島県	西部
北海道	北空知	秋田県	県北	埼玉県	北部	岐阜県	飛騨	香川県	小豆
北海道	日高	秋田県	県南	埼玉県	秩父	静岡県	賀茂	愛媛県	八幡浜・大洲
北海道	富良野	山形県	最上	千葉県	山武長生夷隅	静岡県	富士	高知県	幡多
北海道	宗谷	山形県	庄内	千葉県	君津	静岡県	中東遠	福岡県	京築
北海道	北網	福島県	県南	東京都	島しょ	愛知県	西三河北部	佐賀県	西部
北海道	遠紋	福島県	相双	神奈川県	県西	愛知県	東三河北部	長崎県	県南
北海道	釧路	福島県	いわき	新潟県	下越	三重県	東紀州	熊本県	宇城
北海道	根室	福島県	会津・南会津	新潟県	県央	滋賀県	甲賀	大分県	西部
青森県	八戸地域	茨城県	日立	新潟県	中越	京都府	丹後	宮崎県	都城北諸県
青森県	西北五地域	茨城県	常陸太田・ひたちなか	新潟県	魚沼	大阪府	中河内	宮崎県	延岡西臼杵
青森県	上十三地域	茨城県	鹿行	新潟県	上越	兵庫県	丹波	宮崎県	西諸
青森県	下北地域	茨城県	取手・竜ヶ崎	新潟県	佐渡	奈良県	西和	宮崎県	西都児湯
岩手県	岩手中部	茨城県	筑西・下妻	富山県	砺波	和歌山県	新宮	宮崎県	日向入郷
岩手県	胆江	茨城県	古河・坂東	石川県	能登北部	鳥取県	中部	鹿児島県	出水
岩手県	両磐	栃木県	県北	福井県	奥越	島根県	雲南	鹿児島県	曾於
岩手県	気仙	栃木県	県西	福井県	丹南	島根県	大田	鹿児島県	熊毛
岩手県	釜石	群馬県	渋川	山梨県	峡東	岡山県	高梁・新見	鹿児島県	奄美
岩手県	宮古	群馬県	伊勢崎	長野県	上小	岡山県	真庭	沖縄県	宮古
岩手県	久慈	群馬県	吾妻	長野県	上伊那	広島県	尾三		

# 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 補助対象・補助基準額等(案)

未定稿

## ①施設整備事業

補助先	補助対象	1㎡当たり補助単価	補助率
都道府県 (間接補助：重点医師偏在対策支援区域において承継・開業する診療所)	○診療部門の整備費 ・無床診療所の場合 : 160㎡ ・有床診療所の場合(5床以下) : 240㎡ ・有床診療所の場合(6床以上) : 760㎡ ○診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費 ・医師住宅 : 80㎡ ・看護師住宅 : 80㎡	鉄筋コンクリート : 198,300円 ブロック : 172,500円 木造 : 198,300円 1㎡当たり補助単価は、 物価高騰を反映して見直す予定	国 1 / 3 都道府県 1 / 6 事業者 1 / 2

(注) 施設整備事業は、承継・開業の一定期間後に採算性が見込まれる診療所を想定しており、診療圏の人口が10年後に2,000人程度を下回る見込みの診療所を支援対象とする場合は、へき地医療拠点病院からの巡回診療、オンライン診療等による対応も含め、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議する。

## ②設備整備事業

補助先	補助対象	1か所当たり基準額	補助率
都道府県 (間接補助：重点医師偏在対策支援区域において承継・開業する診療所)	○診療所として必要な医療機器購入費	16,500,000円	国 1 / 3 都道府県 1 / 6 事業者 1 / 2

## ③地域への定着支援事業

補助先	補助対象	基準額	補助率
都道府県 (間接補助：重点医師偏在対策支援区域において承継・開業する診療所)	○診療所の運営に必要な次に掲げる経費 ・職員基本給 ・職員諸手当 ・非常勤職員手当 ・報償費 ・旅費(研究費に計上したものを除く。) ・備品費(単価50万円未満に限る。) ・消耗品費 ・材料費 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・光熱水料 ・借料及び損料 ・社会保険料 ・雑役務費 ・委託費	1か所当たり次により算出された額 (1) ①診療日数《1日～129日》 6,200,000円 + (71,000円 × 実診療日数) ②診療日数《130日～259日》 6,200,000円 + (77,000円 × 実診療日数) ③診療日数《260日以上》 6,200,000円 + (87,000円 × 実診療日数) (2) 訪問看護による加算額 25,000円 × 訪問看護日数	国 4 / 9 都道府県 2 / 9 事業者 1 / 3

医政発 0305 第 13 号  
令和 7 年 3 月 5 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

重点医師偏在対策支援区域における  
診療所の承継・開業支援事業の実施について

標記については、別添「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業実施要綱」を定め、令和7年3月5日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

## 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業実施要綱

### 1. 目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下単に「支援区域」という。）と設定した上で、支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、施設整備、設備整備、一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

### 2. 事業の実施主体

都道府県が定める支援区域において、承継又は開業する診療所であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所の開設者とする。

### 3. 事業内容

支援区域において、承継又は開業する診療所の施設・設備整備及び地域への定着に対する支援を行う。

#### ①施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）や、診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費

（注）施設整備事業は、承継・開業の一定期間後に採算性が見込まれる診療所を想定しており、診療圏の人口が10年後に2,000人程度を下回る見込みの診療所を支援対象とする場合は、へき地医療拠点病院からの巡回診療、オンライン診療等による対応も含め、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議する。

#### ②設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器等の購入費

#### ③地域への定着支援事業

診療所を承継又は開業する場合の地域への定着に必要な経費

### 4. 支援区域の設定

都道府県において、厚生労働省が提示する候補区域を参考としつつ、地域の実情に応じて、医師偏在指標、可住地面積あたり医師数、住民の医療機関へのアクセス、診療所医師の高齢化率、地域住民の医療のかかり方、今後の人口動態等を考慮して、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議して選定する。

支援区域は、二次医療圏単位のほか、地域の実情に応じて、市区町村単位、地区単位等で選定できることとする。

### 5. 先行的な医師偏在是正プランの策定

都道府県において、承継・開業支援事業を実施するため、支援区域及び支援対象医療機関等を定めた、先行的な医師偏在是正プランを策定する。

【厚生労働省が提示する候補区域】

候補区域は、以下のいずれかに該当する区域とする。

- ①各都道府県の医師偏在指標が最も低い二次医療圏
- ②医師少数県の医師少数区域
- ③医師少数区域かつ可住地面積当たりの医師数が少ない二次医療圏  
(全国で下位 1 / 4)

候補区域の一覧 (109 区域)

都道府県	二次医療圏	都道府県	二次医療圏	都道府県	二次医療圏	都道府県	二次医療圏	都道府県	二次医療圏
北海道	南檜山	宮城県	仙南	群馬県	桐生	長野県	飯伊	山口県	柳井
北海道	北渡島檜山	宮城県	大崎・東原	群馬県	太田・館林	長野県	木曾	山口県	長門
北海道	南空知	宮城県	石巻・登米・気仙沼	埼玉県	利根	岐阜県	西濃	徳島県	西部
北海道	北空知	秋田県	県北	埼玉県	北部	岐阜県	飛騨	香川県	小豆
北海道	日高	秋田県	県南	埼玉県	秩父	静岡県	賀茂	愛媛県	八幡浜・大洲
北海道	富良野	山形県	最上	千葉県	山武長生夷隅	静岡県	富士	高知県	幡多
北海道	宗谷	山形県	庄内	千葉県	君津	静岡県	中東遠	福岡県	京築
北海道	北網	福島県	県南	東京都	島しょ	愛知県	西三河北部	佐賀県	西部
北海道	遠紋	福島県	相双	神奈川県	県西	愛知県	東三河北部	長崎県	県南
北海道	釧路	福島県	いわさき	新潟県	下越	三重県	東紀州	熊本県	宇城
北海道	根室	福島県	会津・南会津	新潟県	原央	滋賀県	甲賀	大分県	西部
青森県	八戸地域	茨城県	日立	新潟県	中越	京都府	丹後	宮崎県	都城北諸県
青森県	西北五地域	茨城県	常陸太田・ひたちなか	新潟県	魚沼	大阪府	中河内	宮崎県	延岡西臼杵
青森県	上十三地域	茨城県	鹿行	新潟県	上越	兵庫県	丹波	宮崎県	西諸
青森県	下北地域	茨城県	取手・竜ヶ崎	新潟県	佐渡	奈良県	西和	宮崎県	西都児湯
岩手県	岩手中部	茨城県	筑西・下妻	富山県	砺波	和歌山県	新宮	宮崎県	日向入郷
岩手県	胆江	茨城県	古河・坂東	石川県	能登北部	鳥取県	中部	鹿児島県	出水
岩手県	函館	栃木県	県北	福井県	奥越	島根県	雲南	鹿児島県	曾於
岩手県	気仙	栃木県	県西	福井県	丹南	備前県	大田	鹿児島県	熊毛
岩手県	釜石	群馬県	渋川	山梨県	峡東	岡山県	高梁・新見	鹿児島県	奄美
岩手県	宮古	群馬県	伊勢崎	長野県	上小	岡山県	真庭	沖縄県	宮古
岩手県	久慈	群馬県	吾妻	長野県	上伊那	広島県	尾三		

# 参考資料 4（昨年度・県要綱）

令和7年度（令和6年度からの繰越分）青森県診療所の承継・開業支援事業費補助金（施設整備分）  
交付要綱

（趣旨）

第1 県は、人口減少よりも医療機関の減少スピードの方が早い地域などにおける診療所の承継や開業を促進し、地域の医療提供体制の確保を図るため、「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の実施について」（令和7年3月5日医政発0305第13号厚生労働省医政局長通知）及び医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和54年7月27日付け厚生省発医第137号厚生事務次官通知）に基づき、県が定めた重点医師偏在対策支援区域において、承継又は開業する診療所であって、青森県地域医療対策協議会及び青森県保険者協議会で支援対象者として合意を得た県内診療所の開設者が行う診療所の運営に必要な診察室や処置室等の診療部門及び診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備に要する経費について、令和7年度予算の範囲内において、当該診療所の開設者に対し、青森県診療所の承継・開業支援事業費補助金（施設整備分）（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象経費及び補助金の額）

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

- （1）補助対象経費は、別表の第3の欄に定めるものとする。
- （2）補助金の額は、別表の第1の欄に定める基準額と第3の欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額を選定し、当該選定された額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた額）以内の額とする。

（申請書等）

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- （1）補助金所要額調（第2号様式）
- （2）事業計画書（第3号様式）
- （3）補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に係る歳入歳出予算（見込）書の抄本（補助事業の収支予算額を備考欄等に記入すること。）
- （4）その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、別途通知する。

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第4条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更(ただし、知事が認める軽微な変更を除く。)する場合には、事業変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出してその承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を知事に提出してその承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類及び帳簿等を備え付けるとともに補助金調書(第6号様式)を作成し、これらを補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の日)の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税の仕入額控除税報告書(第7号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。(補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない場合も同様に速やかに知事に報告しなければならない。)

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請の取下げの期日)

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、概算払いにより交付する。

(補助金の請求)

第7 補助金の請求は、請求書（第8号様式）を知事に提出して行うものとする。

(財産管理台帳)

第8 補助事業者は、この要綱の定める補助金の交付により取得し、又は効用が増加した財産について、財産管理台帳（第9号様式）その他関係書類を第4第4号に規定する期間保管するものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業が完了した日（事業の廃止の承認を受けた場合には、その日）から起算して30日を経過した日又は令和8年4月1日のいずれか早い期日までに事業完了（廃止）実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類正副2通を添えて行うものとする。

(1) 補助金所要額精算書（第11号様式）

(2) 事業実績報告書（第12号様式）

(3) 補助事業に係る歳入歳出決算見込書の抄本（補助事業の決算見込額を備考欄等に記入すること。）

(4) 契約書の写し

(5) 事業遂行状況報告書（第13号様式）

(6) 検収調書の写し

(7) 財産管理台帳（第9号様式）の写し

(8) その他知事が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和7年9月29日から施行し、同年6月30日から適用する。

1 基準額	2 単価	3 補助対象経費
<p>次に掲げる基準面積に2の欄に定める単価を乗じた額の合計額とする。</p> <p>基準面積</p> <p>(1) 診療部門</p> <p>ア 無床の場合 160㎡</p> <p>イ 有床の場合</p> <p>(ア) 5床以下 240㎡</p> <p>(イ) 6床以上 760㎡</p> <p>(2) 医師住宅 80㎡</p> <p>(3) 看護師住宅 80㎡</p> <p>(注1)</p>	<p>次に掲げる構造別に1平方メートル当たりの単価を用いる。</p> <p>(1) 鉄筋コンクリート 484,000円</p> <p>(2) ブロック 214,000円</p> <p>(3) 木造 355,000円</p> <p>(注2)</p>	<p>診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費</p> <p>(1) 診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等)</p> <p>(2) 診療部門と一体となった医師住宅</p> <p>(3) 診療部門と一体となった看護師住宅</p>

(注1) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。

2 補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。

(注2) 1 建築単価が基準単価を下まわるときは、当該建築単価を基準単価とする。

2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途知事に協議して承認を得た額とする。

令和7年度（令和6年度からの繰越分）青森県診療所の承継・開業支援事業費補助金（設備整備分）  
交付要綱

（趣旨）

第1 県は、人口減少よりも医療機関の減少スピードの方が早い地域などにおける診療所の承継や開業を促進し、地域の医療提供体制の確保を図るため、「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の実施について」（令和7年3月5日医政発0305第13号厚生労働省医政局長通知）及び医療施設等設備整備費補助金交付要綱（昭和54年7月27日付け厚生省発医第117号厚生事務次官通知）に基づき、県が定めた重点医師偏在対策支援区域において、承継又は開業する診療所であって、青森県地域医療対策協議会及び青森県保険者協議会で支援対象者として合意を得た県内診療所の開設者が行う診療所の運営に必要な医療機器等の購入に要する経費について、令和7年度予算の範囲内において、当該診療所の開設者に対し、青森県診療所の承継・開業支援事業費補助金（設備整備分）（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象経費及び補助金の額）

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、診療所として必要な医療機器等購入費とし、補助金の額は、診療所一か所当たり1,650万円と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた額）以内の額とする。

（申請書等）

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

（1）補助金所要額調（第2号様式）

（2）事業計画書（第3号様式）

（3）補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に係る歳入歳出予算（見込）書の抄本（補助事業の収支予算額を備考欄等に記入すること。）

（4）その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、別途通知する。

（補助金の交付の条件）

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（ただし、知事が認める軽微な変更を除く。）する場合には、事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出してその承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出してその承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類及び帳簿等を備え付けるとともに補助金調書（第6号様式）を作成し、これらを補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税の仕入額控除税報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。（補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない場合も同様に速やかに知事に報告しなければならない。）

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

#### （申請の取下げの期日）

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

#### （補助金の交付方法）

第6 補助金は、概算払いにより交付する。

#### （補助金の請求）

第7 補助金の請求は、請求書（第8号様式）を知事に提出して行うものとする。

(財産管理台帳)

第8 補助事業者は、この要綱の定める補助金の交付により取得し、又は効用が増加した財産について、財産管理台帳（第9号様式）その他関係書類を第4第4号に規定する期間保管するものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業が完了した日（事業の廃止の承認を受けた場合には、その日）から起算して30日を経過した日又は令和8年4月5日のいずれか早い期日までに事業完了（廃止）実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類正副2通を添えて行うものとする。

- (1) 補助金所要額精算書（第11号様式）
- (2) 事業実績報告書（第12号様式）
- (3) 補助事業に係る歳入歳出決算見込書の抄本（補助事業の決算見込額を備考欄等に記入すること。）
- (4) 契約書の写し
- (5) 検取調書の写し
- (6) 財産管理台帳（第9号様式）の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和7年9月29日から施行し、同年6月30日から適用する。

令和7年度（令和6年度からの繰越分）青森県診療所の承継・開業支援事業費  
補助金（地域への定着支援分）交付要綱

（趣旨）

第1 県は、人口減少よりも医療機関の減少スピードの方が早い地域などにおける診療所の承継や開業を促進し、地域の医療提供体制の確保を図るため、重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業実施要綱（令和7年3月5日医政発第0305第13号厚生労働省医政局長通知別添）及び「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設運営費等補助金（重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業（地域への定着支援事業））の国庫補助について」（令和7年7月7日厚生労働省発医政0707第24号厚生労働事務次官通知）に基づき、県が定めた重点医師偏在対策支援区域において、承継又は開業する診療所であって、青森県地域医療対策協議会及び青森県保険者協議会で支援対象者として合意を得た県内診療所の開設者が行う診療所の地域への定着に要する経費について、令和7年度予算の範囲内において、当該開設者に対し、青森県診療所の承継・開業支援事業費補助金（地域への定着支援分）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象経費及び補助金の額）

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

- （1）補助対象経費は、別表の第2の欄に定めるものとする。
- （2）補助金の額は、別表の第1の欄に定める基準額と第2の欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額を選定した額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた額）以内の額とする。

（申請書等）

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- （1）事業計画書（第2号様式）
  - （2）補助金所要額調（第3号様式）
  - （3）所要額明細書（第4号様式）
  - （4）補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に係る歳入歳出予算書の抄本（補助事業の収支予算額を備考欄等に記入したもの）
  - （5）その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項の申請書の提出期限は、別途通知する。

（補助金の交付の条件）

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更（知事が認める軽微な変更を除く。）する場合において、事業変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容を変更（知事が認める軽微な変更を除く。）する場合において、事業変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、財産管理台帳（第7号様式）を整備し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (7) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類及び帳簿等を備え付けるとともに補助金調書（第8号様式）を作成し、これらを補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第9号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。（補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない場合も同様に速やかに知事に報告しなければならない。）

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（申請の取下げの期日）

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第6 補助金は、概算払により交付する。

(補助金の請求)

第7 補助金の請求は、請求書(第10号様式)を知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第8 規則第12条の規定による報告は、補助事業が完了した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その日)から1か月を経過した日又は令和8年4月5日のいずれか早い期日までに事業完了(廃止)実績報告書(第11号様式)に次に掲げる書類正副2通を添えて行うものとする。

(1) 事業実績報告書(第12号様式)

(2) 補助金所要額精算書(第13号様式)

(3) 実績額明細書(第14号様式)

(4) 補助事業に係る歳入歳出決算見込書の抄本(補助事業の決算見込額を備考欄等に記入すること。)

(5) その他知事が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和7年9月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

1 基準額	2 補助対象経費
<p>次により算出された額</p> <p>(1)</p> <p>ア. 診療日数 1日から129日までの場合 6,200,000円 + (71,000円×実診療日数)</p> <p>イ. 診療日数 130日から259日までの場合 6,200,000円 + (77,000円×実診療日数)</p> <p>ウ. 診療日数 260日以上の場合 6,200,000円 + (87,000円×実診療日数)</p> <p>(2) 訪問看護による加算額 25,000円×訪問看護日数</p>	<p>診療所の地域への定着に要する次に掲げる経費</p> <p>職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費 備品費（単価50万円未満に限る。） 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 社会保険料 雑役務費 委託費</p>